「ミズカラプロジェクト」の推進に関する事業連携協定書

大阪府環境農林水産部（以下「甲」という。）と、ミズカラプロジェクト運営事務局である一般社団法人日本シティサップ協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人水辺ラボ（以下「丙」という。）は、以下の目的のため、次のとおり事業連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、G20 大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」で示されている「2050 年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロをめざす」社会の実現に向けて、「おおさか海ごみゼロプラン（大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画）」を推進するため、関係者がそれぞれの強みを活かして相互に連携して取り組み、大阪湾へのプラスチックごみ流入ゼロに資することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲と乙及び丙（以下「関係者」という。）は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。連携活動等の具体的内容・方法、役割分担等については、関係者が協議の上、定めるものとする。

（１）街・川・海にごみのないきれいな大阪をめざし、川や海の浮遊ごみ対策のために府民や観光客などが参加できるごみ回収プログラムや環境学習等を通して、普及啓発活動を行う「ミズカラプロジェクト」の推進に関すること

（２）（１）の取組みの情報発信及び住民等への啓発に関すること

（３）その他、本協定の目的に資する事業に関すること

（秘密保持）

第３条　関係者は、本協定に基づく活動の中で他の関係者から開示された情報及び相互連携の結果得られた情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、本協定参加中はもとより、本協定終了後又は脱退後も第三者に開示・漏洩しないものとする。ただし、以下各号に該当する情報は秘密情報から除外する。

（１）開示された時に、既に公知であった情報、又は既に受領者が保有していた情報

（２）開示された後、受領者の責によらずに、公知となった情報

（３）受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報

（４）開示された情報によらずに受領者が独自に開発した情報

（５）関係者間で秘密情報として扱わないことを確認した情報

２　関係者は、秘密情報を第１条で定める目的の範囲内でのみ使用することができる。

（知的財産）

第４条　本協定に基づく活動に関連して生じた知的財産の取り扱いについては、別途、関係者間で協議して定めるものとする。

（経費負担）

第５条　関係者が本協定に基づき活動する際に生じる費用は、関係者それぞれが独自に負担とするものとする。

（活動内容）

第６条　関係者は、本協定の目的達成のため、定期的に情報共有及び意見交換を行う機会を設けるものとする。
２　本協定に基づく活動により、一部又は全部の関係者間で行われた取組みについては、当該取組みに参加した関係者間で協議の上、公表することができるものとする。

（損害賠償）
第７条　本協定に基づき乙又は丙が実施する取組みについて、自己の責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は第三者に対し、各々がその損害を賠償しなければならない。

（有効期間）
第８条　本協定の有効期間は本協定書を締結した日から１年間とし、期間満了までに関係者から申し出が無い限り、さらに１年間自動的に更新されるものとし、以降もまた同様とする。

（協定の変更及び解除）
第９条　関係者のうちいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、その都度、関係者で協議の上、必要な改定を行うものとする。
２　関係者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。
（１）関係者のいずれかが反社会的勢力と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。
（２）関係者のいずれかに対して脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
（３）関係者のいずれかの信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。
３　前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって関係者のいずれかに損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の決定）
第10条　本協定の解釈に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、関係者間で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、正本３通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その１通を保有する。

令和８年11月８日

甲　大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府
環境農林水産部長　原田行司

乙　大阪市中央区本町橋 4-8
一般社団法人日本シティサップ協会
代表理事　奥谷芳一

丙　大阪市中央区本町橋 4-8
一般社団法人水辺ラボ
代表理事　杉本容子